

平成24年度 おいでんか松山観光客誘致促進事業 実施要項

1. 趣 旨
旅行客の旅行パターンやニーズは年々変化してきており、こうした状況に対応した観光客誘致の積極的な取り組みを行っている。
日本最古の名湯道後温泉や江戸時代以前に建築された天守が現存する全国12城の1つ松山城、『坂の上の雲』の主人公たちが生まれ育ったまち松山、日本初の国立公園である瀬戸内海に面する「瀬戸内・松山」など、これらの多様な資源をもとに観光客誘致へ向けた取り組みを積極的に支援し、松山の「文化」や「風土」を活用し、観光交流人口の拡大に取り組んでいく。
2. 主 催 者
(公財) 松山観光コンベンション協会
3. 作成期間
平成24年4月1日～平成25年3月31日
(ただし、平成25年上半期までの商品を対象とする)
4. 事業内容
旅行会社が松山市へ観光客を送客する団体及び、個人・少人数向けの旅行商品を企画し、新たなパンフレット等を作成して販売促進活動や販売を行う場合、その経費の一部を助成する。
パンフレットは、松山地域商品または松山を含む総合商品とする。
5. 助成事業の要件
(1) 平成24年上半期～平成25年上半期の旅行商品で、松山市へ観光客を送客する団体及び、個人・少人数向けの内容であること。
(新規設定の商品化、並びに既存商品の見直し・再編を対象とする)
ただし、募集团体を除く。
(2) 松山市内の施設への宿泊を伴うこと。
(宿泊施設は4ヶ所以上掲載すること。)
(3) (公財) 松山観光コンベンション協会ホームページのURLを掲載すること。
(4) パンフレットは、各旅行業者の特徴を活かしたものとし、下記①～⑦の要件の中で3要件以上を満たすこと。
①松山市内の観光施設や祭りのイベント等を3項目以上掲載する。
※写真・説明文を掲載
(松山城・道後温泉・坂の上の雲ミュージアム・子規記念博物館・奥道後・子規堂・石手寺・伊予かすり会館・坊っちゃん列車・まつやまマドンナバスなど)
②瀬戸内海道1号線のPR
③松山市周辺の観光情報(砥部焼・坊っちゃん劇場等)
④(公財) 松山観光コンベンション協会ホームページのお土産情報(ネットショッピング)のPR
⑤「瀬戸のまつやま・海ごはん」(鯛めし・たこめし・あなごめし)、松山鮓(も

- ぶりずし) 等のPR
- ⑥松山のお菓子のPR
- ⑦愛媛のプロスポーツ (愛媛FC・愛媛マンドリンパイレーツ) のPR

※松山・道後の観光情報量は、下記のとおりとする

- ・A4版カラーの商品 (1枚もの) 1ページの1/3以上
- ・A4版カラーで4ページ以上 (冊子) の商品 1ページ以上

なお、既にパンフレットが完成している場合は、助成対象外とし、事務局の要望により校正した後、パンフレットを印刷すること。

(5) 販売・送客実績報告書を月別に集計し提出すること。

※販売・送客実績は宿泊を伴っていないものも含む。

(四国版等のパンフレットにおいて、他県で宿泊した場合)

6. その他

(1) 業者の選定 (公財) 松山観光コンベンション協会会員及び、全国の旅行業者の中から、松山市への送客実績を鑑み、当事業に適切な旅行会社を誘致宣伝委員会において選定し、決定する。

(2) 助成金額の決定

旅行業者が申請する企画書について、誘致宣伝委員会において審査し、パンフレットの発行部数、製作費、集客見込み数、松山・道後の情報掲載量などによって経費の一部の助成金額を決定する。

(助成限度額は、松山地域商品は50万円、松山を含む総合商品は30万円を上限とする)

企画書には、次の事項を必ず記載する。

- ①販売地区 (販売エリア・販売店舗数)、web掲載の有無
- ②設定期間
- ③販売促進方法 (パンフレットの印刷部数等)
- ④パンフレット作成日
- ⑤販売見込数 (送客見込数)

(3) 申請・交付の手続き

ア. 旅行業者が助成金の交付を受けようとするときは、企画書・見積書及び初校段階のパンフレットを(財)松山観光コンベンション協会会長に提出する。

※企画書・見積書及び初校段階のパンフレットを同時に、パンフレット設定期間開始日の1ヶ月前までに提出するものとし、提出書類が全て揃っていない場合や提出期限を過ぎた場合は、助成しないものとする。

イ. (公財) 松山観光コンベンション協会会長は、旅行業者より企画書の提出があったとき、内容を誘致宣伝委員において審査し、速やかに交付の可否、及び助成金額を決定し、申請者に通知するものとする。

ウ. 申請者は、決定通知書にしたがい、助成金申請書（様式第1号）と収支予算書（様式第2号）を（公財）松山観光コンベンション協会会長に提出するものとする。

※申請順に助成金の支給を行い、予算に達した時点で、終了とする。

（4）支払い方法 ア. 申請者は、商品が出来上がった時に、完了報告書、請求書、決算書及びパンフレットを（公財）松山観光コンベンション協会会長に提出するものとする。

ただし、申請者は、月ごとに月別送客実績報告書（様式第4号）を（公財）松山観光コンベンション協会会長に提出するものとする。

（連絡先）

〒790-0004

松山市大街道3丁目2-46

（公財）松山観光コンベンション協会

（担当：篠浦）

TEL：089-935-7511

FAX：089-921-0286